平成２８年（フ）第６６号
秋田県鹿角市十和田大湯字上ノ湯34番地２ランドハウス上ノ湯Ｂ棟
破産者　成田　幸子
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第２６号
秋田県大館市中山字臼ケ沢23番地
破産者　石垣　英明
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第４９号
秋田県鹿角市十和田毛馬内字上道45番地４
破産者　ヘアーサロン玉内こと　玉内　　豊
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成３０年（フ）第１号
秋田県大仙市内小友字宮後29番地４
破産者　小松　孝枝
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成３０年（フ）第６号
福島県いわき市泉ケ丘２丁目11番地の４泉ヶ丘ハイツ102
破産者　藤田　竜太
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第１号
群馬県高崎市中尾町77番地７　ＭＤハイツ211号
破産者　山﨑　敏美（旧姓岡田）
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第３４号
群馬県高崎市金古町1355番地１
破産者　神田　利人
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第３５号
群馬県高崎市金古町1355番地１
破産者　神田まち子
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第８１号
富山県高岡市中川栄町２―16　リビングタウン中川栄町Ａ202号室、住民票上の住所富山県高岡市本町３番４号
破産者　川原　公文
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第５号
富山県射水市北野1668番地６、前住所富山県射水市太閤山10丁目５番地　県営住宅44―203
破産者　臼井　直樹
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第１１号
富山県高岡市伏木矢田上町７番６号、前住所富山県高岡市伏木古府３丁目４番63号
破産者　フェドトバ　ガリーナ
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第２号
山梨県甲府市中小河原町358番地１
破産者　佐藤　栄司
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
山梨県甲斐市下今井300番地　ミリオン114202号
破産者　島田　義明
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１７１号
名古屋市熱田区旗屋２丁目10番９号　アベニュー神宮406号
破産者　根本　　学
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１５３号
愛知県日進市栄１丁目1411番地　オーシャン50日進駅前1001
破産者　木嶋　誠一
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６１３号
大阪市西区南堀江２丁目３番27―403号
破産者　山本構造設計事務所こと　山本　　弘
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６６２号
大阪府枚方市西牧野２丁目５－７　陽光ハイツ205、住民票上の住所大阪府枚方市上島町４番６号
破産者　ヒロ建装こと　川上　博文
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０７６号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目６番23号　アパートメントキング　508号
破産者　谷川　淳也
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部